

新潟市職員生活協同組合員の皆さまへ

2025年度

レジャー保険のご案内

新潟市職員生活協同組合



団体ゴルファー保険 (ゴルファー賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険)

団体テニス保険 (テニス賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険)

団体スキー・スケート保険 (スキー・スケート賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険)

団体スノーボード保険 (雪上滑走スポーツ補償特約、スキー・スケート賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険)

団体総合生活補償保険 (傷害補償(MS&AD型)特約、交通事故危険のみ補償特約セット)

- ◆加入申込票提出先 新潟市職員生活協同組合
- ◆募集期間 2025年11月20日(木)～2025年12月4日(木)
- ◆締切日 2025年12月4日(木)
- ◆保険期間(ご契約期間) 2025年12月25日午後4時から2026年12月25日午後4時まで
- ◆保険料払込方法 2026年2月給与より一括控除

- 引受保険会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
新潟支店 新潟第二支社
新潟市中央区上大川前通七番町1230
TEL050-3461-8228

- | | |
|-------------------|--|
| ■取扱代理店
・お問合わせ先 | 有限会社 新潟総合保険サービス
新潟市西区寺尾朝日通4-16
TEL025-234-4550 |
|-------------------|--|

(2025年11月承認) A25-102371

レジャー保険のあらまし

この保険は新潟市職員生活協同組合を保険契約者とし、組合員を加入者とするゴルファー賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険、テニス賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険、スキー・スケート賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険、傷害補償(MS&AD型)特約セット団体総合生活補償保険の団体契約です。

この保険の保険証券、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)は保険契約者(新潟市職員生活協同組合)に交付されます。

このパンフレットは保険の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず添付の団体ゴルファー保険、団体テニス保険、団体スキー・スケート保険、団体総合生活補償保険の「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。

また、詳しくはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

1. 保険金をお支払いする主な場合

団体ゴルファー保険	練習中、競技中、指導中に生じた法律上の損害賠償事故。ゴルフ場敷地内でプレー中・練習中、指導中のケガ。ゴルフ場敷地内での用品の盗難、ゴルフクラブの破損または曲損。国内でホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に慣習として負担する費用。
団体テニス保険	国内のテニス施設内で練習中、競技中、指導中に生じた法律上の損害賠償事故、ケガおよび用品の盗難、ラケットの折損または曲損。
団体スキー・スケート保険 団体スノーボード保険(雪上滑走スポーツ補償特約セット 団体総合生活補償保険)	国内で家を出てから帰宅するまでの間(スキー行程中)に生じた損害賠償事故、ケガおよび用品の盗難・スキー板の破損(スケートはアイススケート場内で練習中、競技中、指導中の事故に限る。スケート用品はアイススケート場内での盗難事故に限る。)* 雪上滑走スポーツ補償特約セットの場合は、スキーの他モノスキー・スノーボード等の雪上滑走スポーツ行程中の損害賠償事故、ケガおよび用品の盗難・ボード等の破損。
団体総合生活補償保険 (交通事故危険のみ補償特約 セット)	日常生活賠償保険金 ・日本国内外において偶然な事故により他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与えたり、国内での電車等の運行不能について法律上の損害賠償責任を負った場合。 傷害保険金(日本国内・国外) ・交通事故等によって被ったケガに対し保険金をお支払いします。被保険者の範囲(家族型)は本人、配偶者、本人または配偶者の同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます)および別居の未婚(これまでに婚姻歴がないこと)をいいます)の子。

(1) 賠償事故について

ゴルファー賠償責任保険特約	ゴルフの練習中、競技中、指導中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことに法律上の損害賠償責任を負担することになった場合にお支払いします。 * 被害者側に過失がある場合などについては、過失相殺などにより被害者側の損害額に比し、保険金が少なかったり、まったくお支払いできないことがあります。
テニス賠償責任保険特約	日本国内のテニス施設内(専らテニスの用に供するテニスコート、テニス練習場および更衣室等それらの付属施設をいいますが、駐車場は含みません)において、テニスの練習中、競技中、指導中(これらに伴う更衣、休憩中を含みます。)の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことに法律上の損害賠償責任を負担することになった場合にお支払いします。 * 被害者側に過失がある場合などについては、過失相殺などにより被害者側の損害額に比し、保険金が少なかったり、まったくお支払いできないことがあります。
スキー・スケート賠償責任保険 特約 雪上滑走スポーツ補償特約	次の事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことに法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。 ■スキー 日本国内において、スキーの目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの行程中に生じた偶然な事故(雪上滑走スポーツ補償特約セットの場合は、スキーのほか、スノーボード等雪上滑走スポーツによる事故も含みます) ■スケート 日本国内において、スケート場におけるアイススケートの練習中、競技中、指導中の偶然な事故 * 被害者側に過失がある場合などについては、過失相殺などにより被害者側の損害額に比し保険金が少なかったり、全くお支払いできないことがあります。
団体総合生活補償保険 日常生活賠償特約	日常生活における偶然な事故等により、被保険者が他人の財物を壊したり他人にケガをさせたり、国内での電車等の運行不能について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して保険金をお支払いします。(被害者に支払うべき損害賠償金や示談交渉費用・争訟費用など)日本国内で発生した賠償事故については、示談交渉サービスがご利用になれます。 * 被害者側に過失がある場合などについては、過失相殺などにより被害者側の損害額に比し保険金が少なかったり、全くお支払いできないことがあります。 * 日常生活賠償補償は、ご本人、ご本人の配偶者、ご本人またはその配偶者の「同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)」および「別居の未婚(これまでに婚姻歴がないこと)の子」が被保険者となります。 (注)被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

(2) 傷害事故について	(ゴルフ—傷害補償特約)(テニス傷害補償特約)(スキー・スケート傷害補償特約、雪上滑走スポーツ補償特約)
傷害死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、傷害死亡・後遺障害保険金額の全額(既に支払われた傷害後遺障害保険金がある場合はその額を差し引いた額とします)をお支払いします。(※「保険金をお支払いする場合」に該当する事故に限ります)
傷害後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4～100%をお支払いします。ただし、保険期間を通じ合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。(※「保険金をお支払いする場合」に該当する事故に限ります)
傷害入院保険金	ケガを被ったことにより、入院(注)した場合に、保険金をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日を限度とし、180日を経過した後の入院に対しては、保険金をお支払いできません。 (注)入院とは、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。なお、治療とは医師が必要と認め、医師が行う治療をいいます。(※「保険金をお支払いする場合」に該当する事故に限ります)
傷害手術保険金	ケガを被ったことにより、事故発生の日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間(180日)内に手術を受けた場合、入院中に受けた手術については傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術については傷害入院保険金日額の5倍を手術保険金としてお支払いします。(※「保険金をお支払いする場合」に該当する事故に限ります)
傷害通院保険金	ケガを被ったことにより、通院(注)した場合に、保険金をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限り、90日間が限度となります。(※「保険金をお支払いする場合」に該当する事故に限ります) (注)通院とは、病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。 (注)治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含みません。
傷害事故について	(団体総合生活補償保険(MS&AD型))(交通事故危険のみ補償特約)
傷害死亡保険金	交通事故等によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、傷害死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。(注)既に支払われた傷害後遺障害保険金がある場合はその額を差し引いた額とします。
傷害後遺障害保険金	交通事故等によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合、その程度に応じて傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。傷害死亡・後遺障害保険金は保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
傷害入院保険金	交通事故等によるケガの治療のため、免責期間満了日の翌日からその日を含めて180日以内に入院した場合にお支払いします。
傷害手術保険金	交通事故等によるケガの治療のために、事故発生の日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間(180日)内に手術を受けた場合、入院中に受けた手術については傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術については傷害入院保険金日額の5倍を手術保険金としてお支払いします。
傷害通院保険金	交通事故等によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院(往診・オンライン診療を含みます)した場合にお支払いします。

(3) 用品事故について	(ゴルフ用品補償特約)(テニス用品補償特約)(スキー・スケート用品補償特約、雪上滑走スポーツ補償特約)
以下の損害につき用品の保険金額を限度に保険価額(用品に損害が生じた地および時における用品の価額)を基準にお支払いします。	
団体ゴルフ—保険	日本国内外のゴルフ場敷地内において被保険者の所有するゴルフ用品の盗難およびゴルフクラブの破損・曲損による損害をお支払いします。(ただし、ゴルフボールの盗難は、他のゴルフ用品と同時に発生した場合に限ります。)
団体テニス保険	日本国内のテニス施設内において、テニス用品の盗難およびテニスラケットの折損・曲損による損害をお支払いします。(ただし、テニスボールの盗難は、他のテニス用品と同時に発生した場合に限ります。)
団体スキー・スケート保険	スキー用品の場合は、日本国内において、スキーの目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの行程中に生じた場合で、スキー用品の盗難、スキーの板の破損による損害をお支払いします。(ただし、ストックの盗難についてはスキーの板と同時に生じた場合に限ります。)
スノーボード保険 (雪上滑走スポーツ補償特約 セット団体総合生活補償 保険)	スキーの他、モノスキー・スノーボード等の雪上滑走スポーツの用品の盗難およびボード等の破損による損害をお支払いします。

(4) 団体ゴルフ—保険 ホールインワン・アルバ トロス費用について	(ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)) 被保険者(アマチュアゴルフ—の方)が日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場において、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に償習として負担した下記の費用(実費)をホールインワン・アルバトロス費用保険金額を限度としてお支払いします。
(1)贈呈用記念品購入費用(貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードの購入費用は除きます。ただし、被保険者がホールインワンまたはアルバトロス達成を記念して特に作成したプリペイドカードの購入費用はお支払い対象になります。) (2)祝賀会費用 (3)ホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に対する記念植樹費用 (4)同伴キャディに対する祝儀 (5)慣習として支出することが適当な社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人への謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワンまたはアルバトロスを記念して作成するモニュメント等の費用。ただし、ホールインワン・アルバトロス費用保険金額の10%を限度とします。	

【1】保険金のお支払いの対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、日本国内のゴルフ場において、同伴競技者1名以上とパー35以上の9ホール(ハーフ)を正規にラウンドした場合のもので、次の①および②の方が目撃したものに限り、

- ①同伴競技者
- ②同伴競技者以外の第三者(注)
- (注)同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ワン・オン・イベント業者、ゴルフ場で工事中の造園業者、先行・後続組のプレーヤー、ゴルフ場内の売店運営業者などをいいます。

(ご注意)キャディ帯同のない「セルフプレー中」の場合は、原則として、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。ただし、同伴競技者以外の第三者の目撃※がある場合にかぎり、保険金をお支払いします。

- * 上記にかかわらず、次の場合のホールインワンまたはアルバトロスもお支払いの対象になります。
- ・公式競技において、上記①または②のいずれかの目撃※がある場合
- ・ホールインワンまたはアルバトロスの達成が客観的に確認できるビデオ映像等がある場合
- ※目撃とは、打ったボールがホールにカップインしたことをその場で確認することをいいます。(達成後に呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません。)

【2】ホールインワン・アルバトロス費用保険金のご請求にあたっては、団体ゴルファー保険「重要事項のご説明 注意喚起情報のご説明」の「その他ご注意ください」の「■事故が起きた場合」の「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）に関するご注意」及び下記をご確認ください。

ホールインワン・アルバトロス費用を請求される場合に必要書類

①引受保険会社所定の保険金請求書
②同伴競技者が署名または記名押印した引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書
③被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行または行使する権限を有する者が記名押印した引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書
④次のいずれかの書類または証拠
ア. 前記「『ホールインワン・アルバトロス費用』【1】」①および②の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロスについては、同伴競技者以外の第三者が署名または記名・押印した引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書
イ. 前記「『ホールインワン・アルバトロス費用』【1】」のホールインワンまたはアルバトロスの達成が客観的に確認できるビデオ映像等がある場合については、被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したことが確認できるビデオ映像等
ただし、公式競技において、前記「『ホールインワン・アルバトロス費用』【1】」①および②のいずれかの目撃があるホールインワンまたはアルバトロスについては上記③、後記⑤の他、上記②または④のア. のいずれか一方の書類をご提出ください
⑤ホールインワン・アルバトロス費用の支払を証明する領収書 など
※目撃とは、打ったボールがホールにカップインしたことをその場で確認することをいいます（達成後に呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません）。

用語	説明
ゴルフ	ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツを除きます。
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、施設の利用についての料金（注）を徴するものをいいます。 （注）名目を問いません。
ゴルフ場敷地内	ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。

＜個人情報の取扱い＞

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

●個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>）をご覧ください。

保険金をお支払いできない主な場合

「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」「お支払いする保険金のご説明」の該当箇所「お支払いできない主な場合」をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

重複契約に関する注意事項

賠償損害、用品の損害、ホールインワン・アルバトロス費用については、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

2. 加入方法は……

既にレジャー保険にご加入の方 ⇒ 今年度より募集プランの補償内容・保険料が変更となっておりますので、既にご加入の方につきましても継続加入申込票に必要事項をご記入、ご署名のうえ職員生協窓口へご提出ください。
(※) 団体総合生活補償保険の傷害死亡保険金受取人は法定相続人となります。傷害死亡保険金受取人を指定される場合は、ご加入内容の変更となり、改めてお手続きが必要です。この場合、被保険者の同意確認のために書類の提出をお願いすることがあります。
(ご注意) 保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

継続加入時に加入内容を変更される方・脱退の方 ⇒ 継続加入申込票に必要事項をご記入、ご署名のうえ職員生協窓口へご提出ください。

新たにご加入の方 ⇒ 新規募集用加入申込票に必要事項をご記入、ご署名のうえ、職員生協窓口へご提出ください。

他の保険契約等の有無につきましては、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票(新規・継続)に記入していただきます。加入申込票の※印の項目については、ご加入時に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。故意または重大な過失により、告知がなかった場合や、告知した事項が事実と異なっている場合には、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことがあります。ご加入に際して、今一度お確かめください。また、加入申込票記載事項(年令・他保険加入状況・保険金請求歴等)等により、ご契約のお引き受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

【団体ゴルフ保険、団体テニス保険、団体スキー・スケート保険、団体スノーボード保険(雪上滑走スポーツ補償特約セット団体スキー・スケート保険)の被保険者になれる方】

被保険者(補償の対象となる方)は、以下からお選びいただいた方「ご本人」です。
①新潟市職員生活協同組合員ご本人 ②組合員の配偶者、子ども、両親および兄弟姉妹 ③組合員と同居している親族および使用人

【団体総合生活補償保険((傷害補償(MS&AD型)特約、交通事故危険のみ補償特約セット)の被保険者になれる方】

被保険者(補償の対象となる方)は、以下からお選びいただいた方「被保険者本人」とする「家族」(注)です。
①新潟市職員生活協同組合員ご本人 ②組合員の配偶者、子ども、両親および兄弟姉妹

(注) 家族とは、本人および本人の配偶者、親族(本人または配偶者の同居の親族・別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子)をいいます。
なお親族とは6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。ただし、日常生活賠償補償については被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって、責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

3. 保険料の払込みは……

2026年2月分給与から、一時払保険料を一括控除します。
加入者へは引受保険会社発行の加入者証をお渡しします。

4. 事故が起きたら……

事故が起こった場合には、遅滞なく取扱代理店もしくは引受保険会社までご連絡ください。また、傷害に関わる事故および団体総合生活補償保険のお支払対象の事故が起こった場合には、事故の発生日から30日以内に取扱代理店もしくは引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

＜引受保険会社＞

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 新潟支店 新潟第二支社

所在地 新潟市中央区上大川前通七番町1230 電話番号 050-3461-8228

＜取扱代理店＞

有限会社 新潟総合保険サービス

所在地 新潟市西区寺尾朝日通4-16 電話番号 025-234-4550 担当 山崎

○団体ゴルフ保険の保険金を請求される場合には、ゴルフ場の事故証明・警察の盗難届出証明(用品の盗難の場合)・ホールインワン・アルバトロス証明書(引受保険会社所定の証明書)等が必要です。

○団体テニス保険の保険金を請求される場合には、テニスコート(または練習場)の事故証明・警察の盗難届出証明(用品の盗難の場合)等が必要です。

○団体スキー・スケート保険・団体スノーボード保険の保険金を請求される場合には、スキー場またはスケート場の事故証明・警察の盗難届出証明(用品の盗難の場合)等が必要です。

○示談交渉サービスについて

日本国内において発生した賠償事故について、被保険者のお申し出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引き受けいたします。なお、次のいずれかの場合は引受保険会社による示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。

- ・1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額がゴルフ保険賠償責任保険特約、テニス賠償責任保険特約、スキー・スケート賠償責任保険特約、日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
 - ・相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合
 - ・相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
 - ・被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- *話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

レジャー保険の保険金額・支払限度額と保険料(一時払)

傷害入院保険金支払対象期間 180日・支払限度日数180日・免責期間0日
傷害通院保険金支払対象期間 180日・支払限度日数90日・免責期間0日

※2025年10月改定により今年度の募集プランについて保険料が変更となっております。
※下表の二重下線となっている箇所は昨年度から数字が変更となっております。昨年度の保険料は営業店にご確認ください。

保険種目	保険金額・支払限度額	賠償責任 保険金額 または 日常生活賠償 保険金額	ご自身の傷害(ケガ)			用品保険金額	ホールインワン ・アルパトロス 費用保険金額	一時払保険料
			死亡・後遺障 害保険金額	入 院 保険金日額	通院 保険金日額			
団体ゴルフ保険	1億円	600万円	7,800円	3,250円	15万円	20万円	5,630円	
団体テニス保険	1億円	250万円	1,500円	800円	3万円	—	2,170円	
団体スキー・スケート保険	5,000万円	200万円	1,700円	1,000円	スケート以外 10万円 スケート 2万円	—	4,720円	
団体スノーボード保険 (雪上滑走スポーツ補償特約セット 団体スキー・スケート保険)	5,000万円	雪上滑走スポーツ 90万円	雪上滑走スポーツ 750円	雪上滑走スポーツ 500円	6万円	—	8,550円	

団体総合生活補償保険 (交通事故危険のみ補償特約セット) プラン①	1億円	本人300万円	本人3,000円	本人1,800円	—	—	<u>8,640円</u>
		配偶者200万円	配偶者2,000円	配偶者1,200円			
		親族153万円	親族1,700円	親族1,000円			
団体総合生活補償保険 (交通事故危険のみ補償特約セット) プラン②	1億円	本人100万円	本人1,300円	本人500円	—	—	<u>4,370円</u>
		配偶者100万円	配偶者1,000円	配偶者 500円			
		親族100万円	親族1,000円	親族 500円			

* 賠償責任保険金または日常生活賠償保険金には免責金額がありません。(各保険共通)

* 傷害手術保険金について・・・入院中か入院中以外かにより、「入院中:傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外:傷害入院保険金日額の5倍」を補償します。

* 団体ゴルフ保険・団体テニス保険・団体スキー・スケート保険・団体スノーボード保険・団体総合生活補償保険の保険料は、合計被保険者数(昨年実績数)を元に団体割引5%(被保険者ご本人数20名以上100名未満)を適用しています。

<サービスのご案内>

団体総合生活補償保険に加入された被保険者(補償の対象となる方)は、以下のサービスをご利用いただけます。

【生活安心サポート】

- 健康・医療ご相談(健康・医療のご相談/病院情報のご提供/夜間休日医療機関情報のご提供)
- ホームヘルパーサポート(ホームヘルパー業者のご紹介)
- 暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談(法律のご相談/税務のご相談)

【CareWiz トルトfor me】

- 歩行機能分析
- 口腔機能分析

※サービスをご利用いただける方は被保険者(補償の対象となる方)となります。

※「生活安心サポート」は保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。

※「生活安心サポート」は内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。

※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。

※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社様が提供します。

※「CareWiz トルトfor me」のご利用にあたっては、スマートフォンが必要です。

※「CareWiz トルトfor me」の分析結果はあくまでも目安であり、ご利用者の状態を断定するものではありません。

※「CareWiz トルトfor me」のサービス利用料は無料ですが、通信料はサービス利用者負担となります。また、保険期間中の利用回数に制限はありません。

※上記は「生活安心サポート」「CareWiz トルトfor me」の概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に交付される加入者証または「団体総合生活補償保険サービスガイド」でご確認ください。

【重要事項のご説明・お支払いする保険金および費用保険金のご説明】

詳しくは、下記二次元コードより、①重要事項のご説明、②お支払いする保険金および費用保険金のご説明を読み込んでご確認ください。

下記二次元コードからご確認ください場合は、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

	重要事項のご説明	お支払いする保険金および費用保険金のご説明
団体ゴルファー保険 (ゴルファー賠償責任 保険特約セット団体総 合生活補償保険)	 GN24-300785	 GN24-300660
団体テニス保険 (テニス賠償責任保険 特約セット団体総合生 活補償保険)	 GN24-300787	 GN24-300656
団体総合生活補償保険 (傷害補償(MS&AD型)) 特約、交通事故危険補 償特約セット団体総合生 活補償保険)	 GN24-300732	 GN25-300002
団体スキー・スケート保険・ 団体スノーボード保険 (スキー・スケート賠償責任 保険特約セット団体総合生 活補償保険)	 GN24-300786	 GN24-300661

新潟市職員生活協同組合レジャー保険新規募集用加入申込票

- 申込締切日2025年12月4日(木)
- 保険料控除2026年2月給与より一括控除
- 保険期間(ご契約期間)2025年12月25日午後4時から1年間

この保険は新潟市職員生活協同組合を保険契約者とし、新潟市職員生活協同組合の組合員を加入者とする団体ゴルフ保険、団体テニス保険、団体スキー・スケート保険、団体スノーボード保険(雪上滑走スポーツ補償特約セット団体スキー・スケート保険)、団体総合生活補償保険(交通事故危険のみ補償特約セット)の団体契約です。

所属名	職員コード	加入申込人氏名	生年月日
		フリガナ 漢字 フルネームでご署名ください。	
			年 月 日

重要事項のご説明を確認し、申込内容が意向に沿ったものであることを確認するとともに個人情報の取扱いに同意のうえ、加入を申し込みます。

(注1) 加入申込票の記載事項が事実と相違した場合は、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

(注2) 職員番号は所定のコードを正確にご記入ください。

(注3) ご加入にあたっては「レジャー保険のご案内」をご参照ください。

(注4) 団体総合生活補償保険はプラン①、②のいずれかを選択していただき保険料のご記入をお願いします。

保 険 の 種 類	被保険者ご本人氏名 (加入申込人と同じ場合は記入不要)	※スキー、スケートもしくは雪上滑走スポーツの競技または指導を職務としていますか。	住 所	生年月日	年令	性別	保険料(一時払)
団体ゴルフ保険				年 月 日	満	才 男 ・ 女	円
団体テニス保険				年 月 日	満	才 男 ・ 女	円
団体総合生活補償保険 (交通事故危険のみ補償特約セット)				年 月 日	満	才 男 ・ 女	円
団体スキー・スケート保険		はい		年 月 日	満	才 男 ・ 女	円
団体スノーボード保険 (雪上滑走スポーツ補償特約セット団体スキー・スケート保険)		はい		年 月 日	満	才 男 ・ 女	円
合計保険料							円

※他の保険契約等について

※被保険者ご本人について同種の危険を補償する他の保険契約等がありますか。(注)	あり	ありの場合は右欄に他の保険契約等の合計保険金額(日額)をご記入ください。	被保険者名	傷害死亡・後遺障害 保険金額(合計)万円	傷害入院保険 金日額 (合計) 円	傷害通院保険金 日額 (合計)円	加入される保険料の合計額をご記入ください。(加入申込票が2枚以上となる場合には、1枚目に全ての合計額をご記入ください。) (ご注意) 【団体ゴルフ保険、団体テニス保険、団体スキー・スケート保険、団体スノーボード保険(雪上滑走スポーツ補償特約セット団体スキー・スケート保険)の被保険者になれる方】 被保険者(補償の対象となる方)は、以下からお選びいただいた方「ご本人」です。 ①新潟市職員生活協同組合員ご本人 ②組合員の配偶者、子ども、両親および兄弟姉妹 ③組合員と同居している親族および使用人 【団体総合生活補償保険の被保険者になれる方】 被保険者(補償の対象となる方)は、以下からお選びいただいた方を「被保険者本人」とする「家族」(注)です。 ①新潟市職員生活協同組合員ご本人 ②組合員の配偶者、子ども、両親および兄弟姉妹 (注)家族とは、本人および本人の配偶者、親族(本人または配偶者の同居の親族・別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子)をいいます。 なお、親族とは6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。 ○一つの保険に被保険者ご本人が2人以上(例、ご本人と息子さん)となる場合にはお一人につき1枚の加入申込票をご使用ください。 ○傷害死亡保険金受取人は法定相続人となっておりますが、それ以外の方をご指定の場合は別途お申し出ください。
	なし			賠償支払限度額・ 保険金額(合計)万円	用品保険金額 万円	ホールインワン・ アルパトロス費用 保険金額 万円	
			保険種類	会社名	満期日		
保険金請求歴(注)他の保険会社等における保険金請求を5年以内にケガまたは事故で保険金(合計して5万円以上)を請求または受領したことがありますか。	あり	ありの場合は右欄に詳細をご記入ください。	会社名				
			回数 回	合計金額 円			

(注) 同種の危険を補償する他の保険契約等(被保険者が同一であり、タフ・ケガの保険、団体総合生活補償保険、賠償責任保険等の身体のケガまたは損害賠償責任に対して保険金が支払われる他の保険契約等をいい、積立保険を含みます。)がありますか。「あり」の場合、「あり」に○印のうえ、必ず上記にご記入ください。(ご記入のない場合、「なし」と回答したことになります。)*他の保険会社等における契約を含み、団体契約、生命保険契約、共済契約を含みます。
※印の項目については、ご加入時に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。故意または重大な過失により、告知がなかった場合や、告知した事項が事実と異なっている場合には、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことがあります。ご加入に際して、今一度お確かめください。

【引受保険会社】
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

只今ご加入いただいておりますレジャー保険に関しまして、当年もまた満期の時期となりました。
既加入者様向けに、継続・変更案内を送付させていただきます。
つきましては、下記の継続加入申込票にチェックのうえご署名いただき職員生協までご返送をお願いします。

2025年度新潟市職員生活協同組合レジャー保険継続加入申込票(変更手続き含む)

◇申込締切日 2025年12月4日(木) ◇保険料控除 2026年2月給与より一括控除

加入ご希望の方は補償に応じ
プラン①、プラン②のいずれかの数字を入
れてください。

◇保険期間(ご契約期間) 2025年12月25日午後4時から1年間

	団体ゴルファー保険		団体テニス保険		団体総合生活補償保険 (交通事故危険のみ補償特約セット)		団体スキー・スケート保険		団体スノーボード保険(雪上滑走スポーツ補 償特約セット団体スキー・スケート保険)	
◇保険料(一時払)	5,630円		2,170円		プラン①8,640円 プラン②4,370円		4,720円		8,550円	
現在の加入契約 ●	2024	2025	2024	2025	2024	2025	2024	2025	2024	2025
被保険者(ご本人)氏名										

* 2025年10月改定により、保険料が変更となっております。詳細は、パンフレットP.5をご確認ください。

合計

円

* 記入例(ゴルファーは今年度も継続・テニスと団体総合は今年度より加入・スキースケートは今年度継続しない場合)

	団体ゴルファー保険		団体テニス保険		団体総合生活補償保険 (交通事故危険のみ補償特約セット)		団体スキー・スケート保険		団体スノーボード保険(雪上滑走スポーツ補 償特約セット団体スキー・スケート保険)	
◇保険料(一時払)	5,630円		2,170円		プラン①8,640円 プラン②4,370円		4,720円		8,550円	
現在の加入契約 ●	2024 ●	2025 ○	2024	2025 ○	2024	2025 ①	2024 ●	2025 ×	2024	2025

* 継続は2025年度欄に○を、また今年度より加入の場合も○を、継続しない場合は×を記入

合計

16,440 円

下記に○をしていただきご署名をお願いします。また、団体スキー・スケート保険・団体スノーボード保険にご加入の場合は告知事項についてご回答ください。

- ①上記のとおり加入を継続します。
- ()
- ②上記のとおり内容を変更したうえで加入を継続します。
- ()
- ③継続しません。
- ()

【告知事項】
(団体スキー・スケート保険、
団体スノーボード保険)

※スキー、スケートもしくは
雪上滑走スポーツの競技
または指導を職務として
いますか。

はい

加入申込日 2025年 月 日

職場名・TEL

TEL

職員コード

氏名

フルネームでご署名ください。

※他の保険契約等について	被保険者ご本人について、同種の危険を補償する他の保険契約等がありますか(注)	あり	ありのときは右欄に他の保険契約等の合計保険金額(日額)をご記入ください。	被保険者名	傷害死亡・後遺障害保険金額(合計) 万円	傷害入院保険金日額(合計) 円	傷害通院保険金日額(合計) 円	賠償支払限度額・保険金額(合計) 万円	用品保険金額 万円
		なし			ホールインワン・アルパロス費用保険金額 万円	保険種類	会社名	満期日	
保険金請求歴(注)他の保険会社等における保険金請求を含みます。過去3年以内にケガまたは事故で保険金(合計して5万円以上)を請求または受領したことがありますか。		あり	ありの時は右欄に詳細をご記入ください。	会社名					
				回数 回	合計金額 円				

(注) 同種の危険を補償する他の保険契約等(被保険者が同一であり、タフ・ケガの保険、団体総合生活補償保険、賠償責任保険等の身体のケガまたは損害賠償責任に対して保険金が支払われる他の保険契約等を含みます。)がありますか。「あり」の場合、「あり」に○印のうえ、必ず上記にご記入ください。「なし」の場合、「なし」に○印をご記入ください。(ご記入のない場合、「なし」と回答したことになります。)
*他の保険会社等における契約を含み、団体契約、生命保険契約、共済契約を含みます。

※印の項目については、ご加入時に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。故意や重大な過失により、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。ご加入に際して、今一度お確かめください。

*ご加入にあたっては「レジャー保険のご案内」をご確認ください。

重要事項のご説明を確認し、申込内容が意向に沿ったものであることを確認するとともに個人情報
の取扱いに同意のうえ、加入を申し込みます。

【引受保険会社】
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社